

(第一類 第十号)

第六十三回国会 衆議院

輸委員会

議録第 八号

昭和四十五年三月十八日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 福井 勇君

理事 宇田 國築君

理事 德安 實藏君

理事 村山 達雄君

理事 松本 忠助君

理事 和田 春生君

河野 洋平君

菅波 茂君

中馬 辰猪君

西村 英一君

古屋 亨君

金丸 德重君

橋 兼次郎君

宮井 泰良君

關谷 勝利君

連 輸 大 臣

橋 本 登美三郎君

出席政府委員

委員外の出席者

運輸省自動車局 長 黒住 忠行君

大蔵省主税局 税 制第一課長 安井 誠君

大蔵省銀行局保 険部長 渡部 信君

厚生省医務局 総務課長 松田 清君

厚生省保険局 民健康保険課長 正君

運輸委員会調査 室長 小西 真一君

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(參議院送付)

同月十七日

東海道新幹線に倉見駅設置に関する請願(小金義照君紹介)(第一二五九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

○福井委員長 これより会議を開きます。

船員法の一部を改正する法律案理由の説明を聽取いたします。橋本連輸大臣。

船員法(昭和二十二年法律第二百号)の一部を次のよう改定する。

第一条第二項第三号を次のように改める。

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船

附 則 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

小型漁船の航行の実態等にかんがみ、船員法の適用を受ける漁船の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三月十八日 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(參議院送付)

○橋本国務大臣 ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在海上労働者に對しましては、海上労働の特性を配慮しつつ、その労働条件等を定めた船員法が適用されますが、同法の適用範囲は、一般商船につきましては五トン以上の船舶、漁船につきましては一部の例外を除き二十トン以上の船舶となっております。

一方、二十トン未満の漁船につきましては、現在、船員法の適用がなく、陸上労働者一般を対象とする労働基準法が適用されております。今回の改正は、これら五トン以上二十トン未満の漁船にまで船員法を適用することができるようになります。

これら小型漁船の航行及び乗組員の労働の実態等を見ますと、これらは現在すでに船員法の適用を受けているものとほぼ同様のものであると認められます。

このような実態、さらに商船との均衡をあわせ考慮いたしますと、地先漁業等限られた沿岸海域で漁業に從事する漁船を除き、五トン以上二十トン未満の漁船の乗組員に対しまして、労働基準法により海上労働の特異性を踏まえた船員法を適用いたしまして、その労働の実態に合致した、より適切な保護をはかることが必要であると思われます。

なお、この適用範囲の拡大は、船員法と船員保險法との一体的運用をはかる必要性や関係漁業の経営の実態等を勘案いたしました、段階的に実施することといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

なお、この機会にお願い申し上げたいのであり

ます。長の義務規定に関する改正等を加えたかったのであります。が、すでにただいま御説明申し上げました船員法の一部を改正する法律案が閣議決定後でありますので、かつまた皆さん御承知のように、一応期間が限られております。関係上、その後の調査等を合わせますと、期日までにこの中に織り込むことができましたために、船長の義務規定の改正等につきましては、せんだつてお願いを申し上げたわけであります。それらにつきましては、いずれまた皆さんからも御意見もあろうと思いまますので、一部改正法律案等についてまず御審議をお願いしたい、かよう存じます。

○福井委員長 これにて説明は終わりました。

○井野正揮君 次に、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井野正揮君。

○井野正揮君 私は、この機会に、今次提案になりました自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案について、重要な二、三点について御質問を申し上げたいと思います。

そこで、私の御質問を申し上げようとする点は、こまかいことは抜きにしまして、まず、この法律案を適用——特に再保険ですね、再保険の適用範囲を拡大して被害者の広範な救済をしようとするお考えについては、基本的に賛成でございます。

しかしながら、この改正に先立って、現行までの法律の運用の中で非常に大きな盲点のある一点がございます。それは、この保険を二ヵ年に限つてかけるということと、この被保険者が起きた原因が相当長期にわたるという問題、これは歳計との

関係で一見非常に矛盾があるわけあります。そこで、当初見込んだ額よりもかなり多くの支払い必要になってきている。その中で、大きな要點の二つとして、一つは死者、一つは休業補償、もう一つの重要なポイントは医療補償であります。ところが、この医療補償は、当初見込んだよりもはるかに高額になっている。それが適正な診療なのかどうかというポイントがございます。そういう面にかんがみまして、まず私は、大臣がたいへんに時間が少ないとということですから、この問題を解決するには、橋本運輸大臣のように、かつては官房長官も歴任をせられ、名声を高くせられ、佐藤内閣の重要なポイントを抑えられた大物大臣の機会にこれを解決しなければならぬと思いますことは、医療の問題に触れてくるからであります。

私、実は、この医療補償費に対する運輸省の見解ぶり、無能ぶりには驚きました。また厚生省のこの問題から逃げようとする姿勢にもあきれ返っております。私は、この問題を追及調査してみた結果、独禁法に触れるのではないかと思つていろいろ検討を加えたわけであります。ところが、これは医療法によって、独禁法には触れない条項がござります。私は運輸大臣にこの機会にお尋ねをしたいのは、私が調べました例証によつて明かなことは、東京都の医師は、医師会の名において協定価格をつくつて、健康保険の診療費よりもはるかに高額の料金を要求する取りきめを行なつております。その一例を一人の患者について私は調査をしてみました。その結果どういうことが立証されたかといいますと、まず同じような症状で同じ期間、北海道上川郡美瑛町の病院に入院した患者は、十四日間で三万六千円である。ところが、東京都のある整形病院に収容された患者は、十一日間で実に九万七千円という高額の料金を請求されておる。いろいろ調べまして、健康保険の点数表で調べてみましたら、甲表をとつてみた場合で三万六千円、乙表の場合で三万五千円という金額がはじき出されました。乙表で二六四で、甲表で

二六〇の指數になります。實に二倍と六割も高い料金を請求いたしております。私がここで大臣にお尋ねしたいのは、いま健康保険が重要な問題になつておりますが、この自動車損害賠償保険法の診療について、当然医療法の精神に基づいて、審査機関なり、あるいは大蔵省、厚生省、運輸省の、いわゆる政府の合議に基づく、適正なる診療費の請求に対する審査を行なわれなければならぬと思ひますが、この点について大臣はどういうふうに受けとめておられるかを聞きたいと思います。

時間がないようですから、ついでにこの機会に資料を要求いたします。それは、本年度の賠償保険の一これは料率にも関係してまいるわけありますから、この歳入と、今までの年度別の事故発生による医療費の請求額は、三年のものも五年のものも出できます。こういちらのを照らし合わせて、現計においてはこの会計はどのよくな会計になつておるか、これは予算書だけでははつきりしないわけです。したがつて、この具体的な数字をだれが見てもわかりやすい形で御提出を願いたい。この問題をいまにして解明しておかないと、今度は国の機関、公共団体その他のいままで適用除外をされた団体が、すべて国費をもつてまかなかなければならぬ結果になりますので、この指教を明らかにしていただきたい。大臣にまず一点のほうをお伺いをいたします。

○橋本國務大臣 ただいまの井野さんの御質問の件は、せんべつての委員会におきましても、重要な御意見として耳聴いたしました。実態がどうなつておるかはいづれ資料等によつて申し上げることになるのであります。しかし、適正な価格で医療費がまかなかわれなければなりませんことは、どの場合でも当然であります。されば、もちろんこれに対してはわれわれも協力いたしますが、公正なる措置を講ずるよう努力

をいたしたいと考えております。

○井野委員 大臣はそうおっしゃられると思つておりましたが、そういうことであるべきだと思うのですが、ところが、実際には行なわれていないのです。厚生省のどの部局に聞いてみても、医療費の適正な診療価格というものは、国民皆保険になつてゐるのだから、健康保険の審査会で足りるのだと言つておる。ところが、運輸省側に聞くと、それは健康保険の問題であつて、この自賠法の医療費の支払いについては拘束権がないのだからと言つておる。医務局長のごときは五〇%ぐら

い高いのが常識だと言つておる。ところが、いまお示ししましたように、この一例をもつてもわかる

のですが、健康保険を一〇〇%とすれば、實に二六四

になる。これでは、自動車を買つときには三万幾ら

の保険金を取られるが、私もついてこの間買いまし

たけれども、この三万六千円の保険金でまかなかえ

ないということになる。これはあとでいただく資

料で明らかであります。しかもその重要なポイン

トが医療保障費になつてゐる。それもわずかにこ

う藥を十一べん張つて一万八千円取つてある。脳

波を一回やつて一万円取つてある。入院について

は、八畳の部屋に三人の患者を入れて、健康保険

でいけば一日最高取つて千五百円でしかないのが

三千五百円取られてゐる。こういう野放図な自賠

保険の保険金の支払いをさせておいて、検討す

るなんて、そんなのんきなものではない。

やる機

能がない。だから、私は、厚生省だけでもだめ、

大蔵省だけでもだめ、運輸省だけでもだめ、政府

として当然この問題にきつとメスを入れないと

だめだということを言つておる。大臣、それをお

りやになる気はありますかと聞いておる。検討す

るだけでは済まぬですよ。

○橋本國務大臣 井野委員がおっしゃったよう

に、所管は運輸大臣でないと仰せられたように、

行政の責任の所在地がやはり一應区分されてお

りますので、主導権は厚生大臣にとつてもわなけ

ればなりませんが、ただ、運輸省としては自分の

所管に関する保険財政のことでもありますので、

ざいますので、それらを勘案いたしまして、新し

これは強く申し入れて、少なくともさような意味での不適正なものがないよう取り計らつてもらいます。

○井野委員 大臣はそうおっしゃられると思つておりましたが、そういうことであるべきだと思うのですが、ところが、原則として国民健康保険の数字、いわゆるこれが基準だろうと思います。厚生省のどの部局に聞いてみても、医療費の適正な診療価格とかあるいは国民皆保険に對して、ただ緊急性だとかあるいは特殊な場合がありましょからして、必ずしもそれだけでは済まないと思いますが、おっしゃるようなものが非常に多く行なわれておるということになれば、これは必ずしも適正とは言いがたいので、この面については別に厚生大臣にも話ををして、やはり所管部として厚生大臣でありますから、厚生大臣の十分なる善処をお願いする。こういうことで取り組んでいきたいと思っております。

○井野委員 一般的にはそうお答えになつてしまふべきだと思います。しかしながら、自賠法の保険基金再保険特別会計を所管しておられるのは運輸大臣、あなたなのです。その会計が不当な報酬を支払つておるのとしたら、これはその会計を監理するあなたの責任として、協力を願うといふ問題ではないと思うのです。これは今度は医師法と医療法に触れてまいりますが、これは医者をやめてもらわなければならぬ問題にも発展をするのであります。だから、道義上の観念的なものではなくして、國法でもつてきちつとそれは規制されているのです。それを御承知かどうか。それはどういう法律であるか、お答えを願いたい。

○黒住政府委員 これは二つの問題があると思います。一つの先生の御指摘の点は、現在の自賠法ではいわゆる自由診療慣行保険ということになつておられますので、健康保険が原則である国民皆保険のことを言つておる。大臣、それをお

い制度をいま検討させていただきたいというのが第一点でございます。それからもう一つは、現在のお医者の診療は自由診療でありますけれども、それに対する制限は医師法その他の医療関係の法規があるわけでございます。で、これの請求が来るわけでござりますけれども、保険側といたしましては、専門的知識を持っておりませんので、それに対するいわゆる疑問点の解明というふうな体制が十分ではございません。したがいまして、省、運輸省で打ち合わせをして、その体制を整えるべきであるという二点から、この問題を解明していくべきだと思っております。

で、御指摘のように、現在一般の治療をやられます場合に、健康保険よりも上回つておるとい

うことは事実のようではございますし、これが保険財政を圧迫する要因になることは御指摘のとおりでござりますので、先ほどから大臣が検討すると言いましたのは、それらの点につきまして一つの制

度、それからこれの査定の制度を今後検討すると

いう意味でございます。

○井野委員 そういう程度の認識で、実はこの問題が医師法と医療法に隠れて、そして当然受けるべき制約というものが、他の官庁では指摘ができないというふうに受けとめているところに問題がある。橋本運輸大臣なら、これをそういうことではないということを御指導なさると思うから、お聞きしているのです。大臣、またおいでを願えるそうですから、時間の関係がありますから、これからこうしたこととを論議するということをよく御承知になって、御退席願いたいと思います。

○福井委員長 まだいいです。

○井野委員 それはまず第一に、医療というもののが當利事業なのか、医療というものは當業ではないのか、この点が問題なんであります。もしこれが當利を営む企業であつたら、これは独禁法第一条のその他の事業を営むものとして商法の適用を受けます。ところが、法制局に聞いても、概念的なものとしてはすすることになつていてと言つてお

りますが、これは間違いです。そうではなくて、医療法に明確に定めております。それは医師法の第一条、それから医療法の第七条第四項、當利を営むものにあってはこれは許可しないとなつておられます。しない場合がある。それから医療法人規がありますが、これは間違いです。そうではなくて、医療法のモラルとしては、品位を傷つけたものはこれは免許証を取り消すとなつております。ですから、大臣がおつしやられる医師の許される料金の限界とくらのものは、健康保険にプラスするものがあつたとしても、それは医師の社会的地位の保持の問題だと思います。日雇い労働者のようなことではないとは私も思いませんし、また、医師といふ非常に自己の神経、自己の個人的機能が診療の判断に影響する職種については、ある程度の生活環境その他のものは保障されなければならないと思います。また、一定の休養も必要だと思います。一定の労働力の確保も必要だと思いましましたのは、それらの点につきまして一つの制度、それからこれの査定の制度を今後検討すると

あつて、今日のごとく、大蔵省の調査でも明らかに利害等の問題がござりますから、ここでも

かんように、都道府県の所得のベストテン、第十位の中に医師がずらっと顔を並べるというのは、

明らかに利害なのです。同時にまた、この診療報酬について、当然ですが、医師は正当の理由なくして診療をめぐらして問題があるわけでありますから、特

に夜間その他の問題もありましょうと思いま

す。格別に配慮されなければならない理由はない。そこで、医師会といふものが一つの協定を結んで、健康保険の三倍取ろう、二倍取ろうとい

うようなことになつたら、これは政府として、國

が橋本国務大臣お医者さんが當利事業であるか

ないかの解釈は、私どもの所管ではあります

で、これは厚生省から適当に御答弁を願いたいと

思いますが、お話をあつたように、保険財政を

扱つておるものでありますからして、それが不當

なる損害をこうむるといふことは、もちろんわれわれといつたしましてはこれは回避し、適正にしなければならぬのであります。それらの措置は、たゞ申上げましたように、制度の上においてもすみやかに検討を加えて、できるだけ早くこの問題を

られておりますが、政治力だけでこれは解決でき

る問題でもありませんので、したがって、先ほど

政治力といいますか——たいへんどうも買いかぶ

らして、これが急速に事を運ぶことが困難である

にいたしましても、いまの赤字財政、これからも

こういう問題は重なつていくわけありますから

して、これらの問題を考え、緊急に重要な問題

である、かように私自身も考える次第であります。

○井野委員 やらぬと言われるのではなくて、や

ると言われるのですから、当てのないことを言つ

てみてもしかたがない話で、おやりになるという

ことで、もう少し詰めたいと思います。

それで、今度は自動車局長さんにお尋ねしたい

と思います。

詳しい数字はお願いをしまして資料でお出しを

ないのか、私はここに問題があると思ひます。

しかし、あなたがお支払いになる特別会計の医療

報酬に対しての支払いについては、これらの法

に照らして、厳格なきちつとしたものを用意されな

いと思います。また、一定の休養も必要だと思いま

す。しかし、それはきわめて限られた範囲のもの

あるのです。しかし、無能力なのか、やろうとし

あります。私は、医務局長を通じて、この診療の

カルテ、治療せん、薬剤、請求の原因になつたそ

れらのものを御提示を願つたけれども、東京都の

私が毎日通つてきているそこのある病院ですら、

厚生省はこの内容を示すことができないくらい無

能力なんだ。制度的にこれを出す制度はちゃんと

あるのです。しかし、無能力なのか、やろうとし

あります。しかし、医師会というものをおそれて行政が動

かないのか、私はここに問題があると思ひます。

しかし、あなたがお支払いになる特別会計の医療

報酬に対しての支払いについては、これらの法

に照らして、厳格なきちつとしたものを用意されな

いと思います。また、一定の休養も必要だと思いま

す。しかし、それはきわめて限られた範囲のもの

あるのです。しかし、無能力なのか、やろうとし

あります。私は、医務局長を通じて、この診療の

カルテ、治療せん、薬剤、請求の原因になつたそ

れらのものを御提示を願つたけれども、東京都の

私が毎日通つてきているそこのある病院ですら、

厚生省はこの内容を示すことができないくらい無

能力なんだ。制度的にこれを出す制度はちゃんと

あるのです。しかし、無能力なのか、やろうとし

あります。しかし、医師会というものをおそれて行政が動

かないのか、私はここに問題があると思ひます。

しかし、あなたがお支払いになる特別会計の医療

報酬に対しての支払いについては、これらの法

に照らして、厳格なきちつとしたものを用意されな

いと思います。また、一定の休養も必要だと思いま

す。しかし、それはきわめて限られた範囲のもの

あるのです。しかし、無能力なのか、やろうとし

あります。私は、医務局長を通じて、この診療の

カルテ、治療せん、薬剤、請求の原因になつたそ

れらのものを御提示を願つたけれども、東京都の

私が毎日通つてきているそこのある病院ですら、

厚生省はこの内容を示すことができないくらい無

能力なんだ。制度的にこれを出す制度はちゃんと

あるのです。しかし、無能力のか

らして、これが急速に事を運ぶことが困難である

にいたしましても、いまの赤字財政、これからも

こういう問題は重なつていくわけありますから

して、これらの問題を考え、緊急に重要な問題

である、かように私自身も考える次第であります。

す。しかし、いまのは特別会計でございまして、元請保険全体から申しますと、これは昨年行なわれました保険審議会におきます資料等によりますと、前の料率のままで、昭和四十年度末の収入が一千四百四十五億円に対しまして、支出が二千八百十七億円ありますし、累積赤字を全部合計しますと三千八十六億円の赤字が推定をされたわけでございまして、したがいまして、料率の改定を昨年行なった次第でございます。それから治療費の関係でございますが、支払いの保険金に占めます率が、治療費の分が四十二年度におきましては全体の一九・七%でございましたのが、四十三年度には三一・七%、四十四年度には三五・五%というふうに、支払いの中におきましては治療費のシェアが増加しておる次第でございます。それからまた、傷害に関する単価、これは諸経費が上がるというふうな原因等もあると思いますけれども、単価も上がつておるような次第でございまして、要するに、全体の中の三五・五%が治療費でございまして、そのほかの死亡における支払い、休業補償、慰謝料、後遺障害というふうなものがござりますけれども、こういうふうなシェアを占めておるわけでございまして、したがいまして、保険財政に及ぼす影響というものは、治療費の面が非常に大きいものであるというふうに認識しておる次第でございまして、これらの点につきましてこれを適正化するということが、保険財政の改善から見て一番大きな問題であるといふうに認識をいたしております。

○井野委員 いまお示しになりましたように、この保険が設定された当初とそれから今日とでは、もうもののすごい速度でエスカレートして治療費が多くなつてきておる。昔優生保護法ができるころには、中絶が一番医者のもうどころだった。その後、女の鼻の低いのを高くする整形があつけておる。今日一番盲点になつて、もうかつておるのがこの自動車です。少し甘いことばをかけるものだから、救急病院協会などというのをつくつてやつておるわけです。その内容は、いま

言つたように、この例は、医務局が要求しても資料を出さないほど抵抗している。実に二倍半だ。このことは運輸行政面から強い要請があり、厚生省はこれを断固やらなければ、医者の品位すら傷つけられる。しかし、私はすべて医者がこうだといふのではありません。私はここへ資料を持つておりますが、佐賀県の医師会、秋田県の医師会等は保険法の料金でやりますということを宣伝をして、医師が過度な利益を取れないようやつている。こういう県はきっと保険料金も当初もくろんだとおりしているのです。私は、一つは運輸省の中にも欠点があると思います。この保険金の支払い内容について、いま少し詳しい現時点の中の、将来のもの、またその問題点等を明らかにして——政治的に訴えないで、行政の上ではつきりさせない、こういうところにも盲点があつたと思ひます。したがつて、この際、やはり大臣も勇断をもつて、これらも当然不當の支払いをしておるのではないかと疑われる面についての資料を的確に出させることが大切だと思います。そういう意味で、先ほどのお考えの中に、いまこういうふうになつておる現状だとということを十分御認識を願つて、以下私は厚生省と大蔵省にお尋ねをしますので、大臣お聞きにならないと思ひますが、あとで記録で調べて十分御検討願いたい、こういうことでござります。

○安井説明員 お答え申し上げます。
いま先生御指摘の七二%と申しますのは、社会保険診療報酬におきます課税の特例でございます。つまり、健康保険とかあるいは共済組合などのいわゆる保険診療についての必要経費が幾らかかるうと、法律的に七二とするという規定でござります。いまお話しのございました自賠責の問題は、これも先生御承知のとおりでござりますけれども、保険診療の対象からははずれております。つまり、健康保険とかあるいは共済組合などのいわゆる保険診療についての必要経費が幾らかかるうと、法律的に七二とするという規定でござります。いまお話しのございました自賠責の問題は、これは私どもの税のほうでは、いわゆる自由診療としての取り扱いをいたしておるわけであります。そういたしますと、先生が御指摘の例で申します

たまいま指摘をいたしましたように、健康保険で一〇〇でやれるものを二六四にして、水増しかどうか知りませんが、請求して取つてある。そこで、これは議員立法だそうでございますが、それが、これが、この医師法及び医療法に基づいて、医師の人格は高潔であり、不当な所得をするものでないという前提に立つて、この法案が国会を通過したのだろう、こう理解をいたします。ところが、その医者さんによつて異なります。病院のような場合に、いろいろ施設あるいは看護婦等の経費がかかるところは、中にはいまの七二%を上回るものも回つておるわけでございまして、そういうものに立つて課税が行なわれる、こういうのが現状でござります。

○井野委員 しかし、自由診療であろうと保険診療であろうと、医師法に基づいては、外来で来た者、入院をした者は、名簿をつけて記録をしておけば、的確にその症状と診療した内容を記録して、五年間保存をしなければならない。こうなつておれば、病院、医師の医院、これほど客体把握するとは困難だと第一課長おっしゃるけれども、その的確に把握する困難な事情を御説明願います。

○安井説明員 お答え申し上げます。
いま先生御指摘の七二%と申しますのは、社会保険診療報酬におきます課税の特例でございまます。つまり、健康保険とかあるいは共済組合などのいわゆる保険診療についての必要経費が幾らかかるうと、法律的に七二とするという規定でござります。いまお話しのございました自賠責の問題は、これは私どもの税のほうでは、いわゆる自由診療としての取り扱いをいたしておるわけであります。そういたしますと、先生が御指摘の例で申します

たまいま指摘をいたしましたように、健康保険で一〇〇でやれるものを二六四にして、水増しかどうか知りませんが、請求して取つてある。そこで、これは議員立法だそうでございますが、これが、この医師法及び医療法に基づいて、医師の人格は高潔であり、不当な所得をするものでないという前提に立つて、この法案が国会を通過したのだろう、こう理解をいたします。ところが、その医者さんによつて異なります。病院のような場合に、いろいろ施設あるいは看護婦等の経費がかかるために、税務署のほうで支払い機関のほうに参りたままで、資料をいたしてくるわけでございまして、資料調査と申しております。ところが、御承

ら限りがござりますので、集めてまいります資料にも限度がございます。詳細にわたりましては、国税庁の所得税課長が参つておりますから、お答え申し上げますけれども、私どもが資料を握りいたしましたのは、全部それを医者さんの申告と突き合わせて課税処理を行なう、かような処理をしているわけでございます。したがいまして、先生おつしやいましたように、カルテがあるからわかるじゃないかというお話をごもつともござりますけれども、もちろん全部のお医者さんではございませんけれども、中にはカルテそのものを別にお書きになつたりやられる方もおられるわけでございまして、そういうところで把握がしかねるという状況があるわけでございます。

○井野委員 では医務局長さんにお尋ねします。お聞きのとおりの事情があるわけでございますが、医師法の第一条、医療法の第七条あるいは他の関係法令で、医業といふものは、医療を通じて国民生活を安定し、同時に国の治安を維持する目的があつてはならない、こういうふうに規定をされておるので、これはきのうもはしなくも出たのですが、當利にわたつてあるか、医師の良心の範囲で運営をしているか、この判断は大蔵省にやつてもらわなければわからぬということが厚生省の一般の立場の觀念のようであります。私はこれはたいへんな間違いだと思います。そこで、一体當利にわたる經營であるか、医師の良心に基づく社会的地位、体面を保つ程度の報酬要求であるか、このけじめは一体どこでおつけになるつもりか、またそういうことをどこで審査されるつもりか、またそういうことをどこでやりますというふうに宣伝し、秋田県のように全く医師本来の目的と社会的名譽、公徳心、これによつてきつと積極的に保険料率をもつてやりますといふつもりか、そういう指導をどこでしておられるか。ちなみに、佐賀県医師会のようになんか医師本部でやつていらっしゃるところもある。東京都

のようないい處を二倍、三倍の料金を取らうじゃないかという、独禁法に触れるようなことをやつてあるところもある。これはみんな厚生省の管轄下にある。これについてひとつ御見解を承りたい。また、こういうことをやつてあることを御承知かどうか。

○信沢説明員 医療法なりあるいは医師法の考え方につきましては、趣旨がそういうものであることはいま先生御指摘のとおりだと思います。問題は、御指摘ございましたように、医療法の七条四項で、當利を目的とする者には病院、診療所の許可を与えないことができる、こういう規定があるわけでございます。この点は先生おつしやったわけございます。この場合、當利を目的としないということは一体何であるかといふことについては、具体的にこれならば當利を目的としないという基準をきめることは非常にむずかしいわけでございます。この点は御了承をいただきたいと思います。

いまの健康保険の問題でございますが、私ども厚生省といたしましては、現在の診療報酬についていろいろ御批判がございます。御批判がございまして、先般一月からモニの引き上げを行なつたわけございまして、やはりそのときどきの医業経営に必要な収益といふものは医業経営をいたしますが、先般一月からモニの引き上げを行なつたことは別問題でございまして、当然医業の再生産に必要な収益といふものは医業経営をいたします以上必要なわけでございますから、したがつて、やや抽象的でございますが、その範囲を越えて、なお當利を追求する、こういうような場合に、この法律にいう當利を目的とする、このように考えるべきではないか、私ども從来そういうふうに考えております。

○井野委員 そうしますと、健康保険の診療の基準は、今日的な文化の中で一体普遍的な診療であるか、それとも一定のレベルの下がつた診療であるか、もしこれから上にそういう社会的地位、そこの他健康保険で制約され斯特ライキまでやつておるのでから、そういうものが加味されるとしても、何%まで許容されるか、ひとつお答えを願いたいと思います。

○信沢説明員 いま私が収益といふことばを使いましたが、誤解されてはいかぬと思いますので、前にお話に出ましたように、医業収入に

対しても課税されておるわけでございます。それから、先ほど先生のお話もございましたように、ものにおいては、健康保険はまず適正な、要求される文化的な日本國にふさわしい医療ができる、こう判断していいですね。

○信沢説明員 診療内容の問題といったしまして、あなたはそこに逃げておかしくしているのだから……。

いまおつしやられた点は、いわゆる個人の能力に関する範囲の問題だ。ところが、医師会あるいは医療連盟が一般的な地域のすべての医師を網羅して協会なるものをつくって、そこで診療料金をきめた。ところが、この診療料金は何と健康保険の二倍半だ。これは不當な料金の中に入らないか。もし抽象的なことでお答えがしにくいといふふうに一般的に考えるべきだ、こういうふうに思つておられます。

○井野委員 そうしますと、医療報酬点数の審査委員会ですか、何といいましたか、ちょっと名称を忘れましたが、そういう機関がございますね。そこで、これを適用外にはずしているものの中に、は、ある医師によつては、非常に特効的な効果があるといわれていても、一般的に国家、研究所、そういうものを通して普遍的に適用していいかどうか疑問があるものについては、保険を適用しない、こういう問題があります。もう一つは、その診療の結果、その転帰がきわめて危険率があるが、ときには著効があるといふものについては、これも認めておりません。非常に著効があるけれども、同時に副作用があるといふ問題等もあり、健康保険をはずしている高価薬あるいは化學的診療、いろいろなものがあります。そうでない限り、一般的な診療においては、今日の厚生省の許可しておる薬あるいは治療方法、手段、こういうものにおいては、健康保険はまず適正な、要求される文化的な日本國にふさわしい医療ができる、

ことは御承知のとおりでございます。私ども承知いたしておりますのは、いろいろこの種の慣行料金について地区の医師会等がおきめになつておりますのは、どちらかと申しますれば、むしろ不高い料金をとらないように、この程度に押さえようという趣旨で協定をしている。そういう意味での協定である、こういうふうに私ども理解をしております。

○井野委員 時間がきたと言われますが、私はとても納得できませんし、特にこの写真もとつておきます。「自賠責における料金」自賠責による患者に対する料金はその地区の医師会で決定している慣行料金に準ずる昭和四十四年九月「東京救急病院協会」こういうふうに張つてあるのを、あるかどうか知りませんという話がありますが、医療法に基づいて監督しなければならぬのに、監督指導も設けてあるじやないですか。そしてこの公務員は一体何をしているのですか。あとのことと言うのはよしますが、これらの問題等を解明しないで、今日国民に非常な不安を与えておるあの医師会のストライキ、健康保険の料金の問題、医務局と保険局のなすり合い、運輸省が何をさせつてもどうにもならない問題。そうして税務署が適正な課税ができない。まさにわれわれは病気をしけがをしたときに、不安の極に突き落とされる。こういう問題の解明はこの機会になすべきだと私は思います。したがつて、時間が来ましたから、理事の御注意もありますのでやめますが、この問題についての質問は次に留保させていただきたいと思います。

○福井委員長 斎藤正男君。

○斎藤(正)委員 大臣がお見えになりませんので、まず局長からお答えをいただきたいと思うのでありますけれども、四十四年七月八日に、自動車損害賠償責任保険審議会に対しまして大蔵大臣が諮問をされて、その答申が四十四年十月七日に執行なれて、今回の改正との関連が生まれてきているというように考えておるわけでございますけれども、この審議会の答申を今度の法改正にあ

たってどの程度取り上げたのか、この部分とこの部分は取り上げたけれども、この部分は取り上げていないというところがあると思うわけでありますけれども、この点を簡明にお答え願いたい。七が重複支払いの廃止でございますが、これは直接法律の問題ではございませんで、これの充実をはかるためには、予算措置といたしまして、自治賠償会のほうから補助金を差し上げております。それから三つが休業補償費の限度額の設定でございますが、これは今回の中盛つております。それから四つがメリット、デメリット制度の導入でございます。それには二つあります。一つは、パラ契約のものと、フリート契約といいまして、また新たに会社との場合でございますが、フリート契約におきましては現在保険会社のほうで調査をしておりまして、実施のことで準備を進めておりますが、これは法律的な問題ではなくして、大蔵省のほうでござります。これは法律的な問題ではなくして、大蔵省のほうでござりますが、これは法律的问题ではありません。それからパラ契約の場合につきましては、これは非常に問題がございまして、ドライバー保険との関連において今後検討をしていきたいと思っています。

八が免許証保険でございます。これはいわゆる

ドライバー保険でございます。これにつきましては、相当基本的な面もございますので、これは今後積極的に検討をさしていただきたいと思つております。

最後の九は滞留資金の運用益でございますが、これは法律的な問題ではなくして、大蔵省のほうでもいろいろの措置をしていくだくといふうに相なつている次第でございまして、要するに、この際、法律的に取り上げられるものはお願いをいたしました次第でございます。

○斎藤(正)委員 大体わかりましたけれども、この答申の前文の末尾のところに、「従つて、当審議会は、政府に対し、この際すみやかに総合的な交通安全対策を確立し、事故の防止に最大の努力を傾注することを要望する。」といふことがあります。總合的な交通安全対策を確立しない限り、この自賠法をいかに改正しようとも、いわゆる交通事故の対策は万全ではないという意味のことが書かれております。

そこでも、伺いたいと思うわけでござりますけれども、わが国の交通事故は、自動車の急速な増加によって、同様の事故は、自動車の急速な増加とともに、わが国の都市における道路面積の占める

立つておる。このことが一つの理由だというようにもいわれておるわけであります。しかし、この東京、大阪は例外といたしまして、名古屋が道路が占める面積が実に一二三%などということで、ボストンの二五%とほとんど変わつてない。にもかかわらず、やはり交通事故は非常に発生をしておるということがあります。しかし一方、自動車一万台に対する事故の発生を見てみると、死亡者だけ申し上げましても、アメリカは一万台に対して五・二人、イギリスは七・八人、フランスは十・一人、西ドイツが十六・五人、日本は二十六・四人などです。それから六が自家保障制度の廃止、これは適用除外の点と一緒に取り上げております。

それから五が加害者負担制度の問題でございまして、それは加害者の小額負担制度、それから醉つぱらい無免許の場合の負担の点でございまして、これらにつきましては、種々の問題点がございまして、法律的な問題と実務上の問題がございまして、これらを外國の例に比べると、ワシントンは四三%，ニューヨークは三五%，ボストンは二五%というようなことで、非常に道路行政の立ちおくれが目

おるわけございまして、これらにつきましては、従来から監督いたしておりますけれども、さらには今後運行管理者等の教育、研修というふうなもの徹底してやりたいと思っておる次第でございます。

さらに、最近におきましては、高速道路におきますところの事故の被害を出してくれる場合がございまして、それに対応しての運行管理だとか車両管理体制とかというようなことにつきましては、今後徹底を期していきたい。要するに、交通事故の防止につきましては、御指摘のよう、各方面に關係があるわけでござりますけれども、総合的な対策とともに、われわれが担当いたしてお努力をいたしたいと考えております。

○齊藤(正)委員 そこで、若干法案の内容について伺つてみたいと思うわけであります。

被保険者の中に運転者が含まれている。自賠法に供する者であるが、この法に基づく責任保険の被保険者の中には、運転者が被保険者の中にも含まれているのは、商法六百六十二条にいう第三者的範囲から運転者を除外するために設けたものであるのかどうなのか。ややこしい問題でありますけれども、基本的な問題でございますので、この点を伺いたい。

○黒住政府委員 わが国におきます不法行為に対する賠償責任といつしましては、民法七百九条でございます。それに対しまして、七百五条は報償責任というものを規定をいたしております。それで、この報償責任制度を見ました場合に、従来のいわゆる所有者の責任といたしましては、七百九条、あるいは報償責任として七百十五条がござりますけれども、今回の自賠法におきましては、それらの責任を、いわゆる過失責任主義といふ

法の原則に対しまして、絶対的な無過失責任主義ではございませんけれども、無過失責任主義に近寄る、すなわち、事故がありました場合においては、まずその保有者側に責任がある。それを免れるとすれば、保有者のほうでいろいろの措置をしておるということを挙げなければならないというふうに、举證責任を転換いたしたものでございまして、それは自動車という危険物を持っている者の危険責任あるいは報償責任があるのです。うこととしただけでございまして、運転手よりも保有者のほうが責任がある、また賠償の能力もあることで、三条はその責任を強化したわけがございます。

それで、今度は保険でございますけれども、保

険は、自賠法の十一条で責任保険の内容が規定しております。その内容の中で第一は、保有者の責任をカバーする。同時に、運転手も七百九条で責任をカバーするといふふうにしたわけでございまして、保有者になっておりますので、求償はしないと

いうふうに考えております。

○黒住政府委員 賠償責任の点から申し上げますと、現在のように保有者が保険に加入しなければならない、その責任を第一義務的に取り上げておられるのが解消するわけでござります。したがいまして、この法律はそのように構成されておるわけですが、最近の事故におきましても、これがいわゆる被保険者になつておりますので、求償はしないと

いうふうに考えております。

○齊藤(正)委員 総合的な見地から検討をされた結果から前進させたらどうかという点でございまして、この賠償責任といふ問題が根本的に進ませてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておるのでございまして、わが国におきましては、非常に前進した制度だと思っております。したがって、この賠償責任といふものをさらに今後どう考へるか、それは他の労働者との関係等で、運転手だけをそのように七百九条に対して例外的に前進させてしまるべきかどうかという問題が根本的にあります。それで、基本的には、危険物たる自動車を持つている者、これを管理している者に、通常の七百九条よりも重い責任を課しておので

す。その辺との関連についてはどのようにお話しでございましたけれども、これは今日バリに対する保険の義務の賦課というような問題は、先ほどの説明では問題があるというようなお話をございましたけれども、しかし、これは今日的な課題として、当然真剣に取り組まなければならぬ問題だというように思うわけでありますけれども、その辺の見解はいかがでござりますか。

○黒住政府委員 賠償責任の点から申し上げますと、現在のように保有者が保険に加入しなければならない、その責任を第一義務的に取り上げても、この法律はそのように構成されておるわけですが、最近の事故におきまして、この法律はそのように構成されておるわけですが、最近の事故におきましても、それがいわゆる被保険者になつておりますので、求償はしないと

いうふうに考えております。

○齊藤(正)委員 総合的な見地から検討をされており、そしてなるべく早くその結論を出して十分考えたいと思います。

○黒住政府委員 これは審議会で御指摘されただけではございませんで、各方面から人の要素をこ

の保険にも導入すべきではないかという強い御意見がございます。したがいまして、われわれといたしましては、それに伴いまして、人の要素を入れるためにドライバー保険を考えますためには、法律的な関係等を十分解明いたしまして、できるだけこれを実現するよう検討をしていただきたいかように思っております。

○齊藤(正)委員 ゼひそういう方向で検討していくべきだと思います。ただ、使用者が保険料を負担するといふことは、使用者が負担をするもあり得るわけだと思います。たとえば労災保険の保険金については、これは使用者が負担するというような制度も、すでに法律の制度としてはあるわけでございますので、答申でもそういうよ

うな意味のことを行っております。すなわち、「加害者が個人の全責任において」というようなことばもあるわけでございますから、ゼひこの点は検討をいただいて、やり方としては、いわゆる交通事故の頻発ということは、運転者の自覚にまたなければならない問題も多々ある。その際、やはり被害を受けた者にしても、被害を加えた者にしても、保険制度というものの恩恵に浴するという意味からいきましても、やはりドライバーに保険をかけさせる、この方法は、この際前向きに検討すべきだというように思って申し上げているわけであります。

次に、十四条の免責について伺いたいと思うわけでありますが、いわゆる悪意、明白な故意の事故だったというような場合があるわけでありますけれども、たとえば酒酔いの運転、無免許の運転等の場合、加害者負担を考えてもよいのではないかというように思っております。一時政府が被害者救済をまざやつておいて、後刻加害者に政府が代弁をしたものをお考へするというような制度は、当然考へなければならないというように思つておりますけれども、この十四条の免責条項につきまして、どのようにお考へになつてゐるのか、伺いたい。

〔委員長退席、徳安委員長代理着席〕

のものは例外的に保障事業でもつて被災者を救済しようというのがこの法律のたてまえでございます。

ところで、最近醉っぱらい、無免許等が多いわけでございまして、これを加害者負担にしたらどうかというのが一つの意見でございますが、加害者も負担にしてとりあえず立てかえ払いを保険会社がし、保障事業がそれを払っていくことになりますと、現在の保障事業の債権の回収率といふものは一割五分でございます。そうすると、八割五分の債権が回収できないとすれば、その金は善良なるそのほかの人間にかけなければならぬということになりますと、保険の現在のこととほとんど変わりがなくなるというようなこと、それからそういう手手続きをやることによりまして、保障事業のほうの仕事も相当ふえるというふうなことで、これが否定論でございます。しかしながら、無免許、酔っぱらいといふようなものに対しましては、やはりデメリット制といふうなもので考えたらどうかというふうなことも考へられるわけでございますが、直ちにいま保険事故からはずしていいかどうかという点については、私個人といたしましては否認的で考へておりますのは、ただいま申し上げましたような理由でございます。それで、人の要素を導入するというためには、やはり免許保険といふうなものも総合的に検討する必要があるのではないかというふうに考へておる次第でございます。

○齊藤(正)委員 大体わかりました。

次に、強制自賠と別に任意保険をやはり契約をしているのが多いわけであります。これは、保険の中に入ふうな場合でございますが、これは保険の中に⼊れるのは非常に矛盾があるということで、保険の中に入つてないわけでございます。あの問題は、醉っぱらいだから人を必ず傷つけるといふ意識のもとにやつてあるわけではございませんので、醉っぱらいなり無免許につきましては、保険の事故としてなつておるわけでございまして、なるべく保険の中に入れて、保険で入らないものは例外的に保障事業でもつて被災者を救済しようとというのがこの法律のたてまえでございます。

○渡部説明員 お答え申し上げます。

○黒住政府委員 任意保険の直接の監督は大蔵省のほうでされておりますので、大蔵省のほうで詳細な御説明が御必要ならされると思います。自動車のほうは、われわれももちろん関与しておりますので申し上げますと、任意保険の対人の賠償の加入率は四十一年度末におきまして三五・一%、四十二年度末が四二・三%、四十三年度末が四八・一%というふうに逐年上昇はいたしておりますので申し上げますと、任意保険の対人の賠償の加入率は四十一年度末におきまして三五・一%、四十二年度末が四二・三%、四十三年度末が四八・一%というふうに逐年上昇はいたしておりますけれども、まだ五〇%に達しておりません。われわれといたしましては、強制賠償制度といふものが最低の保障措置として考へるけれども、最近のこのような事故がふえてるといふような場合におきましては、被害者のためにも、あるいは自動車所有者といたしまして、自動車を運転するについては、やはり任意保険にも加入をして賠償能力を自主的にもプラスしていくことが必要でございます。特に自動車運送事業者の場合におきましては、大きな事故を起こしますと、その会社の企業の永続にも影響があるような事態がありますので、われわれといたしまして、日本も出かける投資をしてまで進出してくるだけのヨーロッパが合つてきているのか。どうしたことなのか、若干理解に苦しむわけでありますけれども、なお今日人命尊重といったような見地からいきますれば、はなはだ不十分なために、さらに任意の保険加入が行なわれているというのが実情であろうと思います。そこで、数字的に少し教えていただいたのですけれども、この任意の保険に加入をしている件数は、一本車の台数に対してどのようになりますか。

○齊藤(正)委員 外国保険会社が日本に進出いたしましたのは、いわゆる終戦後の占領下時代において許可を受けたものでございます。ただ、昭和三十年代に、フランスとの間で相互主義の関係で、日本の会社が向こうに出でていった関係で、フランスの会社が一社入ってきております。その後、そういう外國会社の進出といふものは認められません。に親切であり、丁寧であり、簡便だといふところに日本のおゆる契約者も外国会社に契約をする手続、それから保険金の支払い、それから保険料の徴収その他において、外国会社のほうが非常に多い。日本の保険会社はその扱いにおいては、なぜ日本に向かってこのような多くの保険会社が進出しているのか。日本の自動車損害賠償保険というのものはもうかるのか。それほど外國が占領政策の間に、フランスの一特定会社を除いては入ってきたものが統いて運営をしているのだ。フランスのものにつきましては、日本も出かけるが、向こうから来るといふ相互関係から、新しく三十年以後に出てきたことははかりましけれども、いま巷間にわかれているような理由がないのか、あるのか、この点は監督官庁としてどのように把握されておりますか。

○渡部説明員 お答え申し上げます。
外國会社の場合は、いろんな加害者と被害者との間に争いになつた場合に、いわゆる示談の仕事を代行する、こういうようなこと

も引き受けているようございます。したがつて、その点では非常に親切だとか、あるいは場合によつては迅速というような面もあるんじやなかろうかと思います。ただ、その示談を行つた割ないし二割程度高目になつておる、このように承知いたしております。

○齊藤(正)委員 これは加害者にいたしましても、被害者にいたしましても、保険に入つてから、相手の車が保険に入つておるからというようなことで、かなり安心感があるわけなんですよ。ところが、この手続たるや非常に複雑であつて、なかなか受給の段階に到達するには時間がかかるというのがあつたまゝの自動車損害賠償保険の最大の盲点だというようにもいわれておるわけでござります。もし外国会社にして若干の保険料の高さはあるにしても、そつした利便があるとすれば、国内保険会社に対しましても、そういう行政的指導といったようなものは当然行なわれしかるべきだというよう考へております。私は、保険料を引き上げることを要求するわけではありませんけれども、運営上、監督官庁としての指導はぜひ適切にやつていただきたいというようになります。

次に、自動復元制度が今回はなくなるわけであります。この自動復元制度がなくなるということになりますと、無保険の車が運行される時期といふものがわざかの時間でもあり得ると思うのですが、無保険の車は自動復元制度がなくなつても全くないと言つ切れるものかどうか、局長いかがですか。

○黒住政府委員 自動復元制度を形式的、実質的に完全に廢止するならば、いま御指摘のような点が起きてくるわけでございますので、それらのことがないよう今回の分は措置をしたいということで、人を死に至らしめた場合にはおきましては、自後の保険期間に相当する追加保険料を追徴するということであります、保険契約というものはその後に継続いたしますので、無保険の状

態にないようにしておきたいことが、今回の法案になつておるわけでございます。

○齊藤(正)委員 実際の問題としては、三月十九日に事故が発生をした。人が死んだ。その事故が発生した時限で無保険になる。しかし、再保険の一割ないし二割程度高目になつておる、このように承知いたしております。

○齊藤(正)委員 これは加害者にいたしましても、被害者にいたしましても、保険に入つてから、相手の車が保険に入つておるからというようなことで、かなり安心感があるわけなんですよ。ところが、この手続たるや非常に複雑であつて、なかなか受給の段階に到達するには時間がかかるというのがあつたまゝの自動車損害賠償保険の最大の盲点だというようにもいわれておるわけでござります。もし外国会社にして若干の保険料の高さはあるにしても、そつした利便があるとすれば、国内保険会社に対しましても、そういう行政的指導といったようなものは当然行なわれしかるべきだというよう考へております。私は、保険料を引き上げることを要求するわけではありませんけれども、運営上、監督官庁としての指導はぜひ適切にやつていただきたいというようになります。

次に、自動復元制度が今回はなくなるわけであります。この自動復元制度がなくなるということになりますと、無保険の車が運行される時期といふものがわざかの時間でもあり得ると思うのですが、無保険の車は自動復元制度がなくなつても全くないと言つ切れるものかどうか、局長いかがですか。

○黒住政府委員 答申によりますと、四十四年と四十五年の二段階に分けて保険料を引き上げることが望ましい、こういうことが書かれておつて、四十四年の引き上げを拝見いたしますと、かなりの高率で引き上げております。昨年の秋引き上げをやつて、統いて四十五年度にまたかなり大幅な引き上げが予想されるわけでありますけれども、前回程度の引き上げを昨年に続きこしもなおやうとしているのか、どうなつか、お考へを伺いたい。

○黒住政府委員 保険審議会の審議の当時におきましては、最初二・七倍くらいのものを上げなければ保険取支が償わない、将来に向かつてはこれを考えなければならないということでおきまし

た。ところが、激変緩和というふうなことをござりますし、またいろいろ再検討をいたしました結果、おおむね二倍程度ということになつたわけだと思います。しかし、これも相当な高率の引き上げでございまして、同時に、この制度の改善に

よりまして、われわれは、先ほどからいろいろ問題になつております療養費の適正化とする努力をすべきであるということで、制度改善について審議会からも指摘されたところでござります。したがいまして、われわれは、先ほどからいろいろ問題になつております療養費の適正化といふ問題なり、そのほかの問題を検討いたしまして、制度の改善によって保険料改定の要素といふものを極力少なくしていただきたいということで、さしあたりといたしましては、その方向に努力を進めていきたいと思っておりまして、その次の保険収支といふものは、その後の経過を見まして、どうするかということは将来検討すべき問題であると考えております。

○齊藤(正)委員 そうすると、昨年の大幅引き上げに統いて本年どうするかという点については、今後の検討に待たなければならぬ、まだ本年統けてやるかどうかということについてもさまでないというように解説してよろしいか。

○黒住政府委員 まずわれわれはいたしましては、制度の改正に取り組むということの仕事を始めたのでございまして、あとの問題につきましては、現在はその後の推移を見て検討するといふふうに考えております。

○齊藤(正)委員 先ほど同僚井野君からお尋ねいたしましたけれども、結局この赤字の解消は、責任保険制度の改善と、もう一つは治療費の適正化、診療基準の明確化、これが最大の課題になると思つてあります。で、自動車関係の各団体は、メーカーを含めて、自動車事故による医療費の問題について、それそれかなりきつい決議をし、要望をしていることは、局長も御存じのとおりだと思います。実態は、同僚からお尋ねしたところは運営がなされておるわけあります。これは局長お一人の、あるいは運輸大臣だけの問題で

はなくて、国全体の問題として、当然抜本的な検討をしなければならない問題であろうといつても思つてございますので、この際、強くこのことを要望いたしておきたいと思うわけであります。

大臣がお見えになりましたので、最後に一言だけ伺いますけれども、この自動車損害賠償保険法がどのように改正されましょうとも、私は、交通事故の救済の一助にはなりましても、交通事故撲滅のためにはならない、やはり国があげて総合行政を推進しなければどうにもならない問題だと思います。

大臣のお留守中に、日本の道路の現状あるいは自動車一万台に対する負傷者死亡者等の実例も申し上げて、総合行政が必要であることを言ったわけありますけれども、閣僚の重要なメンバーとして、交通対策として抜本的な対策を政府が確立するため、運輸大臣としてどのような決意を持つておられるのか、最後にお尋ねをいたしました。

○橋本国務大臣 齊藤さんのおっしゃるとおりであります。これはひととおり運輸行政だけでは解決がつきません。のみならず、先ほどからお話をありましたが、私は自動車が凶器であるという考え方をやめなければいかぬと思います。機械に責任を負わせると、いう考え方自身がおかしい。でありますからして、交通事故の実際上の分析をしましても、それはちゃんと運転をしておれば、交通事故はやめなければいけません。自動車が凶器であるという考え方をやめなければいけないのです。

○齊藤(正)委員 先ほど同僚井野君からお尋ねいたしましたけれども、結局この赤字の解消は、責任保険制度の改善と、もう一つは治療費の適正化、診療基準の明確化、これが最大の課題になると思つてあります。で、自動車関係の各団体は、メーカーを含めて、自動車事故による医療費の問題について、それそれかなりきつい決議をし、要望をしていることは、局長も御存じのとおりだと思います。実態は、同僚からお尋ねしたところは運営がなされておるわけあります。これは局長お一人の、あるいは運輸大臣だけの問題で

通教育を学校でやるにいたしましても、単なる右側通行とか左側通行とかいう程度の教育ではそれほどめなんだ、根本的には人間がこういう機械文明の中につけてどう処するべきか、機械をどう人間が考えるか、この問題から始まらなければいかぬ、したがって、幼稚園から学校教育に至るまで、すなわち、交通道徳、近代科学における人間の知恵、こういう問題から発足していかなければ、根本的にはそこから出てこなければいけない、ということで、文部大臣にもその旨を要請をいたしましたのであります。

しかし、それは基本的な問題でありますから、現実的にはどうすべきかというときに、私はそのときに、やはりこれは総合行政といいますか、関係閣僚が十分なる力を合わせて、少なくとも四五年度においては前年度よりもダウンさせる、そして十年間には死亡、負傷を含めてこれを減少させていく、こういう一つの大規模な目標を抱いて、そのもとに思い切った抜本的な措置を、たとえば道交法におきましても、あるいは交通規則につきましても、講すべきである、こういうことで、対策本部長である山中君のところにおきましても、現在思い切った方法を考え、あるいは一部の人には御迷惑をかけるかもしれないけれども、人命尊重の上から抜本的な措置を講ずるようになりうることで、政府は全力をあげてこの問題に取り組んでおるので、皆さんにおいてぜひ御協力を願いたい。心からお願ひ申し上げます。

○齊藤(正)委員 ここ数年来、あらゆる角度から、総理の本会議の答弁においても、各種委員会の所管大臣の答弁においても、そういうことはもう繰り返されてまいりました。しかし、一向に減らなくて、増加の傾向は続いているわけござります。ぜひ七〇年代のこの交通戦争対策は、いま大臣のお答えのような総合行政の中から、しかも運輸大臣がイニシアチブをとつて、ひとつ陣頭指揮を終わりに臨み、資料をぜひお願ひいたしたいと思うわけであります、自賠責の特別会計がある

わけであります。この実態はどうなつておるのか。四十三年度分の集計が出ておりましたならば、ぜひ四十三年度をまとめて御報告をいただきたい。なお、四十四年につきまして、わかつている範囲内で御提出をいただきたいと思うわけであります。

もう一つは、再保険の運用益について、これまで資料をお願いをいたしたい。年度につきましては、四十三年度一年分、さらに四十四年度でわかつている範囲の月までぜひ御提出をいただきたいと思うわけであります。

以上、資料を要求して、私の質問を終わります。

○徳安委員長代理 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 私は、まず今回の法改正に至るまでの経過と原則につきまして、最初御質問を申しあげたいと思います。

昨年の十一月一日にこの自賠責保険率が大幅に引き上げられたわけですが、その際、自民党政調会の四部会合同会議と、この自賠責制度の抜本的改正を行なうという政府との約束が取りつけられたといふふうに新聞で報道されておりますけれども、まずその真相についてお聞かせ願いたいと思います。

○黒住政府委員 自賠責審議会に対しましては、昨年の七月八日に、大蔵大臣から山田会長に対しまして諸問が出ております。それは自賠責保険の保険金額を引き上げること、それから保険料率を改定すること、並びに農業協同組合等の行なう自動車損害賠償責任共済の掛け金率の変更に関すること、その他、当面する諸問題について意見を求めるということです。

それに対しまして、十月七日と、また十月三十日に答申が出ておりまして、十月七日の答申は、保険金額の改定、保険料率の改定の問題と制度の改善に関する問題でございます。三十一日の御答申は農協の共済に関するものでございます。これを受けまして、いろいろの政府部内におきましても検討をし、いま御指摘の自民党におかれましても検討をされたわけでございます。それで、

料率の改定、保険金額の改定、それから農協の自動車に対する共済の関係につきましては、いろいろ検討の結果、十一月一日からこれを実施するというふうに決定した次第でございます。制度の改訂につきましては、法律改正を要する問題と実行でもって実施できる問題と二つあるわけでございまして、先ほどお尋ねがありましたときに申し上げましたように、実行上可能なものはなるべく早く実施をする、また法律的に改訂を要する面につきましては極力これを改訂するということで、今はこの法律改訂を要するものにつきまして、現ままで実施するものにつきましては、引き続き検討いたしまして、なるべく早く結論を得て、法律を要するものにつきましてはあらためて御審議を得たい、そういうふうな順序に考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 若干答弁が食い違っておりますけれども、この料率改定に伴つて現行のままでいけば二・七倍くらい引き上げなければ、この保険財政が崩壊をする。しかし、いろいろな問題から二倍程度にとどめられている。その結果、必然的にこの制度の抜本的な改訂をしなければならないということが出てまいりと思うのです。そのためには、いろいろなお約束をされたといふふうに実は新聞で見たわけでございますが、検討するとかなんとかいつておられるけれども、私は、そのようないかが、そういうものに対する手配というものが欠けるおそれはないか、そういうものに対する手配といふふうに、いろいろな約束をされたといふふうに実は二倍程度にとどめられている。その結果、必然的にこの制度の抜本的な改訂をしなければならない

ところが実行されなければ、せっかく二・七倍という料率が二倍に引き下げられましたても何にもならない、ちょっとほこ先を転ずるだけに終わってしまうというふうに考へるわけでござりますので、その辺については、今後も抜本的な改訂の努力といふものを続けていただきたい、かくいうふうに考へるわけでございます。したがつて、今回提案をされておりますこの法改正は、自賠責審議会が答申をいたしましたその主要項目といふもののがほとんど盛り込まれない、いわゆる骨抜き改正案だ、そういう非難がござりますし、さらには大蔵、運輸の妥協政策ではないかといふような非難が行なわれておるわけでございますが、具体的に大蔵省と運輸省とのどのような見解の相違があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○黒住政府委員 御指摘の重要な問題といたしましては、治療費の問題等がございまして、これにつきましては、今回法案を提出するまでに至つては、引き続き両省でお願いをいたしまして、検討をしていこうとしてございます。

それから、あとの加害者負担の制度の問題、在結論を得ましたものを御提案を申し上げたわけでございます。しかしながら、医療の問題をはじめとする基本的な重要な問題につきましては、引き続き検討いたしまして、なるべく早く結論を得て、法律を要するものにつきましてはあらためて御審議を得たい、そういうふうな順序に考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 若干答弁が食い違っておりますけれども、この料率改定に伴つて現行のままでいけば二・七倍くらい引き上げなければ、この保険財政が崩壊をする。しかし、いろいろな問題から二倍程度にとどめられている。その結果、必然的にこの制度の抜本的な改訂をしなければならない

ところが実行されなければ、せっかく二・七倍という料率が二倍に引き下げられましたても何にもならない、ちょっとほこ先を転ずるだけに終わってしまうというふうに考へるわけでござりますので、その辺については、今後も抜本的な改訂の努力といふものを続けていただきたい、かくいうふうに考へるわけでございます。したがつて、今回提案をされておりますこの法改正は、自賠責審議会が答申をいたしましたその主要項目といふもののがほとんど盛り込まれない、いわゆる骨抜き改正案だ、そういう非難がござりますし、さらには大蔵、運輸の妥協政策ではないかといふような非難が行なわれておるわけでございますが、具体的に大蔵省と運輸省とのどのような見解の相違があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○黒住政府委員 御指摘の重要な問題といたしましては、治療費の問題等がございまして、これにつきましては、今回法案を提出するまでに至つては、引き続き両省でお願いをいたしまして、検討をしていこうとしてございます。

それから、あとの加害者負担の制度の問題、在結論を得ましたものを御提案を申し上げたわけでございます。しかしながら、医療の問題をはじめとする基本的な重要な問題につきましては、引き続き検討いたしまして、なるべく早く結論を得て、法律を要するものにつきましてはあらためて御審議を得たい、そういうふうな順序に考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 若干答弁が食い違っておりますけれども、この料率改定に伴つて現行のままでいけば二・七倍くらい引き上げなければ、この保険財政が崩壊をする。しかし、いろいろな問題から二倍程度にとどめられている。その結果、必然的にこの制度の抜本的な改訂をしなければならない

ております。

○渡辺(武)委員 いざれにいたしましても、現行制度のままでは二・七倍程度の引き上げをしなければいけない。これは当時いわれておったことでござりますが、それが御承知のように、実際は二倍程度の引き上げにとどめられたわけでございませんので、したがつて、その抜本的な改正を急がなければ、再びまた料率改正という問題が出てまいり

と思います。先ほど質問の中にもいろいろ議論があつたようですが、私はこの際はつきりしておきたいと思うわけですから、この主要項目である治療費の適正化ということを解決しなければ料率の再引き上げをしないということについて、大臣の考え方をお聞かせ願いたい。私自身は、いまのような不明瞭な状態のままで料率の再引き上げには応じられない。こういう意見がきわめて多いわけでございまして、これについて大臣の所見を伺いたいと思います。

○橋本國務大臣 おつしやるようすに、一つの歯止めとして、そのような考え方もしなければならぬとは思いますけれども、ただ、この問題について、これは基本的な考え方ですが、日本の行政の中ではややもすれば縦割り行政になつておりますけれども、たゞ、この問題については、これは基本的な考え方です。日本は、いまのよろうな不明瞭な状態のままで料率の再引き上げには応じられない。こういう意見がきわめて多いわけでございまして、これについて大臣の所見を伺いたいと思います。

○橋本國務大臣 おつしやるようすに、一つの歯止めとして、そのような考え方もしなければならぬとは思いますけれども、たゞ、この問題については、これは基本的な考え方ですが、日本の行政の中ではややもすれば縦割り行政になつておりますけれども、たゞ、この問題については、これは基本的な考え方ですが、日本は、いまのよろうな不明瞭な状態のままで料率の再引き上げには応じられない。こういう意見がきわめて多いわけでございまして、これについて大臣の所見を伺いたいと思います。

う体制——もちろんそれに対する関係省が協力することは当然でありますけれども、自分自身だけではこの問題を解決するといふことが事実上困難であるのみならず、必ずしもそういう方法がいいとは考えておりません。のみならず、いま言った自動車保険の健全財政といふものは、そうした医療制度に対する基本的な改正も必要であると同時に、この事故を少なくしていくという方法がどうするために、これはいろいろな問題があるとは思いますが、この自動車保険制度といふものは、けがをされれども、そういうものを乗り切つてドライバー保険といふものは、何としても本人の自覚を促すために、これはいろいろな問題があるとは思いますが、この自動車保険制度といふものは、けがをされた人、死亡された人を保護するものであります。したがつて、これができなければ保険金を上げないぞ、こういう性質のものではないと思いまして、運輸省としてはできるだけの資料を整えて、厚生省に対してこれが促進方をやることについては、いわゆる主導権は持つておりますけれども、制度それ自身は厚生省がやる保険車は運輸省である、それから今度は汽車だけがをした人は国鉄だ、こういう性質のものではないと思うのです。私は基本的に議論を申し上げた中でやはり考えるべきではないか。それは、自動車は運輸省であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえでもあり、政府のたてまえでもありますから、こういうことができなかつたらその人に対しがけです。であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえを堅持してまいりたいと思っております。

いう問題とは別だと思う。現行制度のまでも、当然人の命は最優先に尊重してもらわなければいけませんから、治療に万全を期していただかなければならぬ問題なんですが、別の問題として、医療の不當な要求が随所に起つてゐる。しかもその治療費そのもののいろんな矛盾点、これはもう前の人たちがいろいろ言つておられますように、大臣も十分におわかりになつておることだと思います。したがつて、そういう立場に立つて運輸省としては一体どうするのか。そのような不明朗なものが解決されなければ、運輸省としては再び料率改正ということには取り組まないぞ、こういう姿勢を運輸省自身としてお持ちになつていただきかなづければいけない。その点について再度お尋ねをしたいと思います。

○橋本國務大臣 おことばを返すようではありますけれども、そういうのを乗り切つてドライバー保険といふのは、何としても本人の自覚を促すために、これはいろいろな問題があるとは思いますが、この自動車保険制度といふものは、けがをされた人、死亡された人を保護するものであります。したがつて、これができなければ保険金を上げないぞ、こういう性質のものではないと思いまして、運輸省としてはできるだけの資料を整えて、厚生省に対してこれが促進方をやることについては、いわゆる主導権は持つておりますけれども、制度それ自身は厚生省がやる保険車は運輸省である、それから今度は汽車だけがをした人は国鉄だ、こういう性質のものではないと思うのです。私は基本的に議論を申し上げた中でやはり考えるべきではないか。それは、自動車は運輸省であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえでもあり、政府のたてまえでもありますから、こういうことができなかつたらその人に対しがけです。であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえを堅持してまいりたいと思っております。

いう問題とは別だと思う。現行制度のまでも、当然人の命は最優先に尊重してもらわなければいけませんから、治療に万全を期していただかなければならぬ問題なんですが、別の問題として、医療の不當な要求が随所に起つてゐる。しかもその治療費そのもののいろんな矛盾点、これはもう前の人たちがいろいろ言つておられますように、大臣も十分におわかりになつておることだと思います。したがつて、そういう立場に立つて運輸省としては一体どうするのか。そのような不明朗なものが解決されなければ、運輸省としては再び料率改正ということには取り組まないぞ、こういう姿勢を運輸省自身としてお持ちになつていただきかなづければいけない。その点について再度お尋ねをしたいと思います。

ささらに、答申の中にございます治療費の支払いの適正化といふ問題がござりますが、これはいまもいろいろお答えに困つておられるように、きわめて複雑怪奇な問題が介在をいたしております。で、なかなかむずかしい問題があらうかと思いまします。実際にこの支払い総額に対する治療費の根本的な解決に当たつていただきたい、これを強く要請しておきたいと思います。

次には、法の改正の内容に入つてしまひたいと思いますが、まず第一に、いま申し上げておりますけれども、自動車保険の中心は、いま言つた医療制度の改善と、もう一つはドライバー保険といふものの重きを置いていくべきである、かように考えてまいりたいと存じます。したがつて、先ほど自動車局長がお答えいたしましたが、これからまた保険料金が本年のうちにでも上がるのではなく、こういう性質のものではないと思いまして、短期間に上げるといふようなことはできただけ避けていきたい。ただ問題は、保険金額が大きいようになりますれば、これは当然でありますけれども、制度それ自身は厚生省がやる保険車は運輸省である、それから今度は汽車だけがをした人は国鉄だ、こういう性質のものではないと思うのです。私は基本的に議論を申し上げた中でやはり考えるべきではないか。それは、自動車は運輸省であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえでもあり、政府のたてまえでもありますから、こういうことができなかつたらその人に対しがけです。であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえを堅持してまいりたいと思っております。

○渡辺(武)委員 保護をするとかしないとかいう問題ではなくて、いまのこの治療費そのものがきわめて不明朗だ。しかも一般の健康保険等に比べて、非常に不当な料金が徴収されておる。したがつて、そういう不明朗な問題を解決しなければいけない。これは被害者を救済するとか治療するとき、かようによわれわれは考えておりま

すが、この暫定措置は、當面は暫定措置としてやって、短期間に上げるといふようなことはできませんけれども、制度それ自身は厚生省がやる保険車は運輸省である、それから今度は汽車だけがをした人は国鉄だ、こういう性質のものではないと思うのです。私は基本的に議論を申し上げた中でやはり考えるべきではないか。それは、自動車は運輸省であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえでもあり、政府のたてまえでもありますから、こういうことができなかつたらその人に対しがけです。であるからして、けがをされた人、死亡された人を保護するのは、もちろん運輸省のたてまえを堅持してまいりたいと思っております。

ささらに、答申の中に含まれておるわけでございましたが、残念ながら、今回の法改正の中にはその暫定措置すら盛られておりません。したがつて、この暫定措置に対するどのよな進め方をしておられたのか、お聞きをしたいと思います。

○黒住政府委員 先ほどちよつと御答弁で申し上げましたが、支払い保険金の中で治療費の占めます分野が、四十二年度が二九・七%、四十三年度が三一・七%、四十四年度が三五・五%というふうに、逐次上昇をいたしております。

次に、治療費の支払いの適正化についての暫定措置の問題でございますが、暫定措置といつまでは、治療費の明細書の添付を励行してもらおうといふふうな点につきまして、省令の改正を現在検討いたしております。そのためには、自動車保険料率算定期会におきまして、この自賠の保険医療費の調査団が設けられまして、その資料の収集

というふうなこと等の調査の作業をいま進められておりますので、これらの調査と相ましまして、そしてまた医師会のほうの御協力を得まして、治療費の明細書を添付するというふうな点の省令改正を準備をしていきたい、これを暫定的に考えております。

○渡辺(武)委員 いま御説明をいただきましたように、この治療費の支出というのが支払い総額に対して三十数%というよう多く額に上つておるわけでございます。したがいまして、やはりこれが根本的な解決策を考えていかないと、この保険財政の将来といふのは、非常に大きな問題点があるうかと思います。

さらに、当面の暫定措置につきましては、いろいろ考へておると、省令改正の準備をしておるとか言われておりますが、具体的にいつごろまでに実施できる予定か、お聞かせを願いたい。

○黒住政府委員 この治療費明細書添付の点につきましては、早急に実施したいと思います。

○渡辺(武)委員 具体的に、大体何月ごろにできる見通しかということをお尋ねしたわけですが、また早急にということは返ってまいりました。早急という定義をひとつ聞かしていただけませんか。

○黒住政府委員 これもいまの算定会において内容的な調査、準備的な仕事をやつていただいておりまして、それとの関連があると思いますけれども、早急と申し上げますのは、一、二カ月のうちだと思います。

○渡辺(武)委員 それでは次に移ります。

休業補償の限度額を設定することができるという法改正でございますが、この具体的な限度額、これは政令でお定めになると思いませんけれども、幾らにしようとしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○黒住政府委員 審議会の御答申では二千円といふふうになっております。これは勤労者の所得水準の現状を勘案いたしまして、政令で今回はきめることになつておりますので、一応二千円という

のは、四十三年の十二月におきますところの抽出検査をした結果で、これのカバー率が金額で七六・三%をカバーするようになつております。したがいまして、その後の所得水準でもつて決定するわけでございますけれども、議論をいたしましたは二千円か、さらにそれにプラスアルファといふふうなことになると思います。それは政令で、そのような意味におきまして検討いたしまして、決定をいたしたいといふう思つております。

○渡辺(武)委員 なるほど答申案を見ましても、一日当たり二千円とすることが適當だといふうにいつております。この労働者の所得水準の現状を勘案して、従来実績よりもややも、二千円というのは、つまり一日当たりの最高限度なんですね。そうしますと、従来実績から勘案をしまして、従来実績が大体二千二、三百円におさまっておるというこになつておりますけれども、二千二、三百円という数字が出てきておる限りなんですね。それとも相当高い人もあつた、もちろん低い人もあつたでしょう。加重平均が二千二、三百円といふことは、これよりも相違ないと思います。

○渡辺(武)委員 が、従来実績が二千二、三百円におさまっておるといふことは、すでに出发点からそこに大きな矛盾があるのでないかと思います。いまそういうような問題を十分勘案をしきめると言つておられますか、その点に特に留意をしていただきたいということをつけ加えておきたいと思います。

○渡辺(武)委員 それでは次に移りますが、まず運用益の現状につきましてお答えを願いたいと思うのですが、

○黒住政府委員 私のほうで再保険をやつておりますが、六割は再保をやつております。再保は運用部に預託をしておるわけでございます。その預託に対する利子が、四十一年度までの累計が四十三年度、ずっと預託する予定にしておりますが、四十五年度までを全部推計いたしまして、利子の累計が百九十八億一千六百万円といふうに相なつております。

○渡辺(武)委員 お答え申し上げます。

○黒住政府委員 保険会社のほうが公平ではなくらうかといふことがあります。しかし、保険制度は最低の保障をするということでございますから、非常に収入がある人に対しましても、一定の金額の限度でもつてきめたほうが公平ではなかろうかといふことができたわけでございまして、被害者のほうを後退するというふうには考えていない次第でございます。

○渡辺(武)委員 ただ、いま御指摘の、一千円では安いのではないかといふふうな点につきましては、審議会の御答申のとおりです。それからさらに四十五年度は、これも推定でございますが、四十四年四月から十月までは約十八億円、それから四十四年十一月から四十五年の三月、これは推定でございますが、約十二億円でございま

きの資料をつくりましたときと、その後の変化等もございますので、それらを勘案いたしまして、これは政令でございますので、関係省でもつて打ち合わせてきめることになつておりますから、新しい資料に基づきまして、相談をして決定をいたしたいといふうに考えております。

○黒住政府委員 国のほうは一定の制限のもとに運用部に預託するわけでございますので、その預託利率が三年ものが年五%でございます。一年ものが年四・五%でございますので、その利率で

もつて計算をしたものでございます。保険会社のほうはおそらくその利率かもつと多い結果になつておると思いますので、その四対六の差と、それがから預託運営いたします利率の差が出ておるものと思われます。

○黒住政府委員 国のほうは一定の制限のもとに運用部に預託するわけでございますので、その預託利率が三年ものが年五%でございます。一年ものが年四・五%でございますので、その利率で

もつて計算をしたものでございます。保険会社のほうはおそらくその利率かもつと多い結果になつておると思いますので、その四対六の差と、それがから預託運営いたします利率の差が出ておるものと思われます。

○黒住政府委員 「速記中止」

○福井委員長 渡辺武三君 速記を始めて。

○渡辺(武)委員 先ほどお尋ねしました運用益の現状について、政府の滞留資金と保険会社の滞留資金との差が非常に開いておる。この理由について再度御説明を願いたいと思います。

○黒住政府委員 先ほど申し上げましたように、四対六というものと、それから預託の利率が四五%ないし五%という再保険の特別会計の場合に対する利子が、四十一年度までの累計が四十三年度、ずっと預託する予定にしておりますが、四十五年度までを全部推計いたしまして、利子の累計が百九十八億一千六百万円といふうに以上のものになつているのではないかというよう

に思います。

○渡辺(武)委員 保険会社のほうが利率が高いわけですか。保険会社の運用益のほうが多いという判定ですか。

○黒住政府委員 保険会社のほうの利率のほうが、特別会計の場合よりも高いという意味でござります。

おつたのかいなか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○黒住政府委員

預託の運用益につきましては、若干運用益から保障勘定の分につきましては、若干運用益について補助金等に使用いたしております。それから保障勘定のほうは、これは預託をいたしておる次第でございます。保障会社のほうにつきましては、大蔵省のほうからお答えがあると思います。

○渡部説明員 お答え申し上げます。

四十三年度までは、従来契約者の保険料の負担というものをできるだけ軽減しなければならぬというような考え方立って、いわゆる仕事を預託しておる保険会社の事務に使うところの付加保険料といふものはでござるだけ押えておりました。その関係で、保険会社は、保険料の中に含まれておる付加保険料と実際に使つたところの事業費といふものとの間においては、相当な開きがありました。したがつて、従来その開き、いわゆる赤字分

その具体的な数字を申し上げますと、三十年から四十三年度までの運用益は約百七十七億円、これに対して保険会社の持ち出し分、いわゆる赤字が百九十三億円で、差し引き十六億円の持ち出しありますが、こういふことになつております。しかし、こういふことは、従来の保険料負担の軽減とかあるいは支払い保険金への充當または救急医療体制の整備というようなものに使つて、何らかの形で契約者へ還元していこうじやないか、こういうことにきつた次第であります。

○渡辺(武)委員 時間がございませんので、最後に大臣にお尋ねをしたいと思いますが、この問題

に對して國の責任といふものはどのようにお考えになつておるか。御承知のように、政府自身が経済の高度成長ということを推し進めておられる。

必然的に物資の輸送量はふえてまいる。さらにそれによって交通量の増加、交通事故の激増、保険財政の悪化というふうにつながつてまいりと思ひます。ですが、その点はひとつ答弁者のほうで明確に

すのに対しまして、いわゆる社会資本の投資がおくれておる。先ほど都市面積と道路面積との関係でいろいろお話をあつたようでございますが、私は、都市面積と道路面積との関係だけではない。つまりは、やはり道路そのものがどのように交通環境が整備をされておるかということが問題であります。そのような国家の責任があるとするならば、それは、によってこの保険財政に影響を及ぼすのであります。されば、国としての責任もここに当然残つてしまつたがつて、従来その開き、いわゆる赤字分を、預かっておつた資金を運用して生じたところの運用益をもつてこれをまかなくうといふことで認めておつたわけでございます。

その具体的な数字を申し上げますと、三十年から四十三年度までの運用益は約百七十七億円、これに対して保険会社の持ち出し分、いわゆる赤字が百九十三億円で、差し引き十六億円の持ち出しありますが、これはやはりひとり交通事故だけではない。あるいは高所から落してかつき込まれる場合もあるでしょし、あるいは急病のために救急車で病院に運ばれてくるときもあるであります。しかし、こういふことはおつしやるとおりであります。そこで、現在は再保険に要するところの事務費の経費を一般会計から繰り入れて、これをまた責任の一端を果たすといつたでなければいけません。されば、国としての責任もここに当然残つてしまつたがつて、従来その開き、いわゆる赤字分を、預かっておつた資金を運用して生じたところの運用益をもつてこれをまかなくうといふことで認めておつたわけでございます。

○橋本国務大臣 お話しのよう、經濟が拡大していくということそれ自体は、別に反対することでもないわけであります。ただ、調和ある發展をしておるか、社会資本の充実等と比べて調和ある發展であるかといえば、經濟成長のほうが先行

をしておるのであります。しかし、社会環境の整備ということを考え、かつた努力を追いかないということはお話しのとおりであります。こういふような交通事故が起きることにつきましても、もちろんそうしたことが一つの原因であります。それが直接の原因ではないと私は考えております。当然やはり関係者においても十分にその責任の一端を果たすと同時に、国もまた責任の一端を果たすといつたでなければならぬことはおつしやるとおりであります。

したがつて、現在は再保険に要するところの事務費の経費を一般会計から繰り入れて、これをまた責任の一端を果たすといつたでなければいけません。されば、国としての責任もここに当然残つてしまつたがつて、従来その開き、いわゆる赤字分を、預かっておつた資金を運用して生じたところの運用益をもつてこれをまかなくうといふことで認めておつたわけでございます。

○橋本国務大臣 お話しのよう、經濟が拡大していくことそれ自体は、別に反対することでもないわけであります。ただ、調和ある發展をしておるか、社会資本の充実等と比べて調和ある發展であるかといえば、經濟成長のほうが先行

をしておるのであります。しかし、社会環境の整備ということを考え、かつた努力を追いかないということはお話しのとおりであります。こういふような交通事故が起きることにつきましても、もちろんそうしたことが一つの原因であります。それが直接の原因ではないと私は考えております。当然やはり関係者においても十分にその責任の一端を果たすと同時に、国もまた責任の一端を果たすといつたでなければならぬことはおつしやるとおりであります。

したがつて、現在は再保険に要するところの事務費の経費を一般会計から繰り入れて、これをまた責任の一端を果たすといつたでなければいけません。されば、国としての責任もここに当然残つてしまつたがつて、従来その開き、いわゆる赤字分を、預かっておつた資金を運用して生じたところの運用益をもつてこれをまかなくうといふことで認めておつたわけでございます。

○黒住政府委員

死亡と傷害の場合のいわゆるカバーレージの相違がございましたので、死亡のほうを五百万円に引き上げることによりまして、大体傷害とのカバーレージが平均がそれのではないかと、いうふうに考えた次第でございます。

傷害につきまして、四十三年の四月から十二月までに査定事務所におきました処理されたもののがカバーレージならば、今は見送つてしかるべきであります。これが最低までに査定事務所におきました処理されたもののがカバーレージなら、今後は見送つてしかるべきであります。ですが、実は被害当事者並びに関係者の人に具体的なことをお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○田中(昭)委員

自賠法の一部改正につきましては、私は、この法律はあくまでも被害者を保護するというようなことは、先ほどから聞いておりましたが、実は被害当事者並びに関係者の人に具体的なことをお聞きいたしました。そのような國の責任と見をお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思います。

どから御指摘がありましたような傷害の支払いの点について、これの適正化をはかるべきであるといふことがございましたので、これの適正化とも勘案して考えなければならぬというのが第一点でございます。

それからもう一つは後遺障害、これは傷害でござりますけれども、最近におきまして、むち打ち症のような長期の療養をするというような特殊の交通事故があえてまいつておりますので、この後遺障害につきましては限度額を五百万円、死亡の場合に合わせた措置をした次第でございます。

○田中(昭)委員 一応お話を聞けばよくわかつておるようですが、これをもう一つ大臣からお答え願いたいのです。法律改正の結果、ほんとうにいま国民のたいへんな問題になつております、この交通事故によるいろいろな問題と関連して起こつてくる被害者の要望というものを充足していかなければならぬ。その場合は、死亡の場合よりも、傷害の五十万というものがそのままいいのをこうむる人が、死人の人もさることながら、負傷の人が数からいつたらいいへんな數になりますからして、これに対する十分なる考え方で措置していくべきものと考えます。

○橋本国務大臣 事故の統計から見ましても、非常に人が多いということで、自賠責保険の恩恵をこうむる人が、死人の人もさることながら、負傷の人が数からいつたらいいへんな數になりますからして、これに対する十分なる考え方で措置していくべきものと考えます。

ただ、いま自動車局長から言いましたように、大体統計上からいと、五六十万円前後であるといふところに一つの基準があつたと思ひますが、あるいは特殊なものによってはそれ以上のがかかる場合が出てくるわけであります。しかし、それは所要の手続によつて、もちろんかかった費用は相手に資力さえあれば取れるわけであります。問題は資力がない場合がありますから、そこで保険制度が最低限度の補償をしよう、一種の社会保障的なものの考え方からこういうような制度があるわけであります。何もかも保険制度で解決をしていくというのではありませんで、ただ、保

険がなければ最小限度のことすらも支払うことのできない人もあるということからして、いわゆる

症のよろな長期の療養をするというような特殊の交通事故があえてまいつておりますので、この後遺障害につきましては、金額になりましたが、しかし、将来改定をする場合において、その点は十分勘案して、先ほど申しましたような医療費の改定等の問題とあわせて、おつしやるよろな田中さんの意見等十分に考えた結果に合致するようになります。

○田中(昭)委員 その被害者が十分な補償が受けられなくなつておるのですよ、問題は、

時間がございませんから次に入ります。

これは大臣のほうからお答えを願いたいと思

います。

これが大体のほうからお答えを願いたいと思

います。

これが大臣のほうからお答えを願いたいと思

います。

おります。それで、保険の会計を所掌いたしておるわけでございますので、われわれといたしまして、今後やはり事故の直接の被害者の実態、そ

れからその後の実態等につきましては、お説のように取り組んでまいりたいと思っております。

○田中(昭)委員 それはおくれてはならないで

すから、それを何か条文的にあげる必要はないで

すが、されど申しまして対処いたしたいと思いま

す。

○黒住政府委員 これは条文といたしましては、

限額額を政令でもつて定めます場合においては、

当然いま申し上げましたような所得水準の現状に

対して損はないようにいたしたい。と申しますの

は、被害者の保護というふうなものから考えまし

すから、政令でもつて定めます場合においては、

当然いま申し上げましたような所得水準の現状に

対して損はないようにいたしたい。と申しますの

は、被害者の保護というふうなものから考えまし

す

す

す

す

す

す

す

す

す

抽出調査の結果と、いま申し上げましたような調査等を勘案いたしまして、審議会におきましては二千円というふうになつておるわけでござります。それで、その後の所得水準の上昇等がござりますので、それらを勘案いたしまして、これは政令でございますから、関係省で相談をする必要がござりますので、十分関係省と相談いたしまして、政令を実施するようにいたしたいと思つております。

○田中(昭)委員 大臣、いま局長からお答えいただいたわけですが、私が言つておりますのは、この法律は被害者を救済するということが根本になつてできておる。今までいきますと、この休業補償というものは、たとえば一日単価が五千円であろうと一万円であろうと、その実数に對して補償がなされておる。それが限度額がきめられれば、いわゆる限度額内的人はいいわけですからども、限度額をこえる最低限度の補償をしてもらわなければならぬ人が事故にあつた場合は、これは限度額で打ち切られるという救済制度では後退したのではないか、こう言つておるわけなんですね。この点に対してもひとつ大臣からお聞きしたい。

次に、いまの局長の答弁の中で、二千円を政令できめるとするならば、その二千円が、答申には「勤労者の所得水準の現状を勘案し」というようになりますが、一番大事な被害者を救済する限度をきめることが、四十三年度末の現状でそういうものが積算されて、そしてそれがこの四十五年になりますとして、どのよくな状況でその積算をやり直してやるのか、これはあとの資料でもござりますから提出をお願いしたい。局長のほうから、その積算の基礎は政令できめるとても提出してもらわなければ、被害者救済という一番大事な点でござりますから、それを提出するのかしないのか。大臣からは、いま申し上げました被害者救済が後退しているということについてお願いしたいと思います。

○黒住政府委員 お先にお答え申し上げます。

第一点は、やはり最低保障でございます。そして死亡、重傷の場合にも、一定の八〇%とか八五%はこの保険金額でカバーできるというふうにしておるわけでござりますので、現在休業補償の面につきましても、特別に高額にのぼるもの全般カバーしてしまうということは、最低保障の制度からいしまして、必ずしも妥当ではないというふうに考えておると、それから五十万円の保険金額の中には、治療費というものが相当大きなウエートを占めるわけでございまして、合計としたしまして五十万円という保険金額になつておりますので、それで、それらの関係を考えてみますと、休業補償はやはり一般的勤労的な人たちの平均収入で措置したほうが妥当ではないかというふうに考えております。

それから後段のことにつきましては、新しい資料に基づいて政令を決定する必要がござりますので、それらについては御提出申し上げたいと思います。

得者を目標にしての金額ではなく、国民生活として妥当なところで線を引くところをひとつ

御理解を願いたいと思うわけであります。

○田中(昭)委員 それは法律の運用でたいへんむずかしいところでござりますが、あくまでも法律をつくる場合に、ただ表面的なことからいきますと、勤労者の所得水準というか、そういうことばになつておりますけれども、それは一万円の收入の人が一千円で最低限度の保障ができるというふうな一千円か三千円かは政令できまりますけれども、かりに上がる方向であるならば、三千円でもけつこうですが、一日一万円の収入のある人が三千円で打ち切られるという限度保障を政令できめるということが問題です。それは一万円の人は何も一万円が最低限度必要だとは私は申しませんよ。一万円の人ならば、少なくとも半額か四割ぐらいの金額が最低保障の限度ではなかろうか。また日給で生活しているような人がありますが、三千円とか二千円とか三円とかいう人もおるでしょうが、あくまでもこの法律の政令でけめた場合には全部の人が含まれないのです。勤労者ということばだけでありますと、勤労者の平均収入の人たちだけが事故にあうわけではないのです。そういう論議をしますとあれですからやめますが、自賠責でいう最低保障ということは、被害者の最低保障などをどのように考えておるか、お答えを願いたい。

味におきまして、被害者のために最低保障をし

てから後段のことにつきましては、新しい資料に基づいて政令を決定する必要がござりますので、それらについては御提出申し上げたいと思います。

第一点は、それ以上の高額の損害ということもあり得るわけでござりますので、先ほど申し上げましたが、任意保険への加入ということをたてまえにしておるわけでございます。

それで、事故によりまして、あるいは被害者によりましては、それ以上の高額の損害ということもあり得るわけでござりますので、先ほど申し上げましたが、任意保険への加入ということをたてまえにしておるわけでございます。

○田中(昭)委員 私は、いかなる収入の人でも被害を受けた補償だけは受けられるというのが、最低保障の考え方の中の基本でなければならない、こう思うのです。ということは、すなわち、医療費、休業した分のいわゆる休業補償、慰謝料等、その被害の分だけは保障されるということである

うと思うのです。この考えは違いますか。

○黒住政府委員 被害全部につきましては、加害者側にそれだけの損害賠償する責任はあるわけございまして、その賠償責任を相手によつて云々というものはございません。しかし、こういふふな強制保険の制度によりまして国が強制するといふふうにわれわれは考えておる次第でござります。

○田中(昭)委員 繰り返すよう申しわけないの

ですが、いまのような考え方でいくならば、休業

の考え方では、保険制度としてやむを得ないのは、最も新しい資料その他を勘案して、必ずしも二千円という答申にとらわれないで決定したいと思いますけれども、ただ一応頭打ちといふことありますから、そのために、この立法を極端な場合には全然賠償をされないという、いわゆる泣き寝入りという状況でございました。その泣き寝入りの状況をなくするために、この立法をしたわけでございまして、そのためには、加害者側の賠償責任というものを強制保険の形によつて担保していく、こういうわけでございました。それには、被害者側にはいろいろの階層がございますの

で、全部の被害者を一〇〇%損害額を救済するといふふうにわれわれは考えておる次第でござりますので、大過半数の人たちの損害を賠償する

補償の限度のワクからいわゆるはみ出る人の問題、いわゆる傷害で五十万が据え置きになつたということは、医療費が休業補償、慰謝料に食い込んでおるわけですね。当然受け取るべき休業補償、慰謝料が受けられないであります。こういう問題がたいへんあるわけです。こうなると、自賠責の最低保障の精神とは違つてきます。だとするとなんできてるわけではありませんから、当然加害者が補償されないであります。こういう問題がたいへんあるわけです。この点、大臣いかがでしよう。

○橋本国務大臣 そう極端に言われるところ困るわけです。御承知のように、昨年保険金額を五百万円に上げたということは、被災者の面を考えて保険金額を上げたわけですから、それに伴つてやはり保険料金もある程度上げざるを得ない。ただ、これは強制保険ですから、これを受け取つたらそれ以上の金は取れないのかというと、それは私が申し上げるまでもなく、そうじやないのです。これだけでは不十分であるという場合においては、他の法律によつて請求権を持つていて処理するというたてまえじゃないわけであります。

先ほど自動車局長が言つたように、いま車を持つ人にいたしましても、必ずしも金持ちだけが車を持っているのじやない。いわゆるサラリーマン階級でも、中級サラリーマンは車を持つておる。そなりますと、強制保険といふものは、その車を持つておる大部分、一〇〇%の人が保険金をかけられる程度の保険金でなければならない。同時にまた、一方においては、社会的な諸現象からして、いわゆる保険金額の限度も、もちろんこれは上げていかなくちやならぬけれども、しかし、人命が五百万円できるわけではない、人によっては千五百万円以上、二千万円あるいは三千万円もする人もあると思います。これはもう外国とは御承知のように、アメリカあたりの保険金額と日本の場合がだいぶ違うようなぐあいに、やはりその国の持ついろいろな事情がありますので、ただ、現在車を持つておる人たちの大半の人が保

險金として支払える限度の分はどれくらいかということになると、やはりこの程度であろう。ありますからして、もちろんこれだけでも責任があるべきであります。ただ、休業補償が二千円でいいかどうかが、それが得るわけではありませんから、当然加害者はその他の法律によって追及されるわけであります。追及の道を閉ざしておるわけではないのであります。たゞ、休業補償が二千円でいいかどうかが、それが得るわけではありませんから、当然加害者はその他の法律によって追及されるわけであります。追及の道を閉ざしておるわけではない、この線で、一応強制保険をとらざるを得ない、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 私も極端なことを申しますけれども、大臣も極端なことをおっしゃるようですが、問題は、ここでは極端なことをと言つて笑つて済みますけれども、実際休業補償をもらえた大体の人があつて最小限の補償がされるという线で、一応強制保険をとらざるを得ない、こういうことまであります。

○田中(昭)委員 私も極端なことを申しますけれども、大臣も極端なことをおっしゃるようですが、問題は、ここでは極端なことをと言つて笑つて済みますけれども、実際休業補償をもらえた大体の人があつて最小限の補償がされるという线で、一応強制保険をとらざるを得ない、こういうことまであります。

○黒住政府委員 自賠責の審議会の構成について伺いたいわけであります。國民の一部には、この審議会がはたして民意を反映して、いわゆる総括した公正中立的な機関であるかということに疑問を持つておる人が多いようであります。確かに、この構成メンバーを見てみますと、その疑問もわかるような気もいたしますし、自賠責審議会の構成メンバー十三名のうち、学識経験者が四名、自動車製造業関係の代表が二名、保険業界が二名、行政府が五名というふうに聞いております。

○田中(昭)委員 話が変わりますが、事故の損害賠償金の支払いがたいへんおそい。すなわち、二カ月ぐらいあとに支払われるということがあるわけです。仮渡し金制度がそれを補つております。しかし、賠償金が早く被害者に手渡されることが大事なことだと私は思うのです。賠償金が被害者に支払われるのがおくれる原因の一つには、事故がふうに思つておる。たとえば東京の日本橋検定所で、お役所仕事に片寄つた審議会になつてしまつて、その審議会には当然民間オーナーを加えて、そして妥当な構成にすべきであると思ひます。しかし、賠償金が早く被害者に手渡されることが大事なことだと私は思つておる。たとえば東京の日本橋検定所で、お役所仕事に片寄つた審議会になつてしまつて、その審議会には当然民間オーナーを加えて、そして妥当な構成にすべきであると思ひます。

○黒住政府委員 自賠責の審議会は大蔵省に置かれているわけでございまして、実は直接には大蔵省がお答えすべきかと思ひますけれども、この審議会は保険法の運用と責任保険事業の運用といふことになりますと、やはりこの程度であろう。ありますからして、もちろんこれだけでも責任があるべきであります。ただ、休業補償が二千円でいいかどうかが、それが得るわけではありませんから、当然加害者はその他の法律によって追及されるわけであります。追及の道を閉ざしておるわけではない、この線で、一応強制保険をとらざるを得ない、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 私も極端なことを申しますけれども、大臣も極端なことをおっしゃるようですが、問題は、ここでは極端なことをと言つて笑つて済みますけれども、実際休業補償をもらえた大体の人があつて最小限の補償がされるという线で、一応強制保険をとらざるを得ない、こういうことまであります。

○黒住政府委員 自賠責の審議会は大蔵省に置かれています。そういう前提のもとに、行政府の五名がさしあがつておるのであります。が、しかしながら、いま御指摘のように、最近におきましたは、もう制度の問題を取り上げるようになりますと、また保険金額その他を決定いたします場合におきまして、支払い側、そしてまた被災者側もいろいろ関心も深いわけでございまして、将来この審議会の構成等につきましては、新しい事態に即して検討をすべきものであると思つております。

○田中(昭)委員 最後に、自賠責の適用除外の範囲でございますが、保険料負担の公平から自家保障制度の廃止を行なつたということは妥当だと思います。この際、いわゆる外交官、駐留軍の車は國際儀礼の立場からもはずすべきだと思ひます。しかし、それ以外の車両はすべて自賠責の対象にすべきであると思ひますが、いかがでしょうか。本件は、極力適用除外からはずすべきだと思ひます。この際、いわゆる外交官、駐留軍の車は國際儀礼の立場からもはずすべきだと思ひます。しかし、それ以外の車両はすべて自賠責の対象にすべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

軍の車あるいは防衛庁の車等は、使用の態様が違いますので、そういう例外的なものは適用除外にする、その決定はこれまで政令でやることになりますので、近く政令を決定いたしたいと思つておりますが、われわれといたしましては、なるべくこの適用除外する範囲は縮小する。趣旨は適用すべきであるということをございますから、そういう意味合いにおいて今後政令を決定していただきたい、かように考えております。

○田中(昭)委員 それじやなまぬるいですよ。熊様が違うといいますけれども、大臣に最後でございましたからお答え願いたいと思いますけれども、警察とか自衛隊の車でもやはり事故を起こすんですよ。そういう場合についてこそほんとうにいっぱい救済をしてやるとか、またそれが保険財政に関係してくるわけでございますから、当然これは政令できまるとしても、担当の運輸大臣が断固としていまの国際儀礼上の立場以外のものは全部入る、こういうひとつ強い責任をもって進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本国務大臣 御意見のように、原則としてそのような措置をとつてしまいたい。いろいろ事務的に折衝する段階もありましようが、方針としては、田中さんのおつしやるような方針でいきます、かように考えております。

○田中(昭)委員 終わります。

○福井委員長 松本忠助君。

○松本(忠)委員 昨日の質問に対する答弁のなかつた面についてお答えをいただきたいわけですがあります、松田国民健康保険課長さん、それから松浦医療課長さん、お二人いらっしゃいます。

昨年の七月に、私がこの問題について出しましたときに、御両所ともそれぞれ答弁をなさつておられます。御記憶に十分あることと思います。お忘れは私の質問に対して、「御承知のよう」に、医療保険につきましては、原因を問わず、あらゆる症状について給付が行なわれる、したがいまして、

交通事故とか、いろいろな原因別に給付が行なわれるということではございません。したがいまして、患者が被保険者証を持って当該医療機関にかかりました場合には、その原因のいかんにかかわらず給付が行なわれる、これがたてまえでございます。したがいまして、一般的には、ややもすれば交通事故については保険の適用がない、こういう誤解も一部にあるよう聞いておりますが、私どもいたしましたは、かねて各都道府県を通じまして、こういったことのないよう、被保険者あるいは医療機関等に十分な趣旨の徹底をはかるよう指導いたしております。今後ともその指導の強化には努力いたしたい、かように考えております。」こういうお答えがございました。しかし、現実の問題といたしますと、その後どのよう努力されたか。単に一片の通達行政で終わっているのだった意味がない。きのうもその問題についてお伺いしたわけあります。その後どのようなPRが行なわれたか、現実にどのような施策を行なったか、これをひとつずつあなたから聞いておきたい。

○松田説明員 昨年の七月の当委員会で私がお答えしましたことにつきまして、お答え申し上げます。

○松本(忠)委員 いまのお話の、あらゆる会議は都道府県あるいは市町村、健康保険組合、こういった種類のものでございます。したがいまして、交通事故につきまして医療保険の適用が当然あるということにつきましては、いろいろ趣旨の徹底をはかつてまいり、特に昨年の当委員会で先生から御質問がありました以降、全国会議でありますとかブロック会議でありますとか、そういうふうな機会を通じて、都道府県なり市町村には趣旨の徹底をはかつてまいります。

具体的に申し上げますと、当委員会がありまして、その直後、全国の都市の国保の主管課長会議を開催いたしました。また十月には、全国の町村の国保主管課長会議を開催いたしました。それから十一月には、各県の国保の主管課長会議を開催いたしました。その際にも十分そういう趣旨の徹底をはかつてまいります。

○松田説明員 実際の活動は七月からことしの二月の下旬まででございます。

○松本(忠)委員 しかし、現実にはお医者さんの受け付けのところへ行くと、交通事故は健保では扱いませんというのがまだ立つてゐるのですよ。だからになつたことないですか。あなた方がいらっしゃるときには、これから行くぞということを言つて、それをちゃんと予告して行くから、全部しまつちやう。さつと行くと必ず出でる。健保で取り扱わぬ。そういう実態をこの三名の方がどこかで見えてきているのなら、これなら効果があつたともいえる。おそらくそういう人が行くときには前もつて言うわけですから、いずれもちゃんと隠してしまつてわからない。それが実態なんです。

それから、もう少し突つ込んで申し上げておきたいのですが、交通事故の被害者をお客さんとて、これは三名でございますが、現在まで約百五十五名であります。また十一月の二十四日には、各県の国保の主管課長会議を開催いたしまして、その際にも十分趣旨の徹底をはかつております。

それからさらに、国自身といたしましては、本年から、四十四年度に指導官の新設をいたしました。これは三名でございますが、現在まで約百五十五名であります。その際にも、十分そいつた趣旨の徹底をはかるよう、指導官で指導をしてまいります。その際にも、十分そいつた趣旨の徹底をはかるよう、指導官で指導をしてまいります。また十月には、主要都市の国保協議会というものがございまして、そういったところで開催いたしております。たとえば東北、北海道、新潟等を集めました会議、これは九月の十七日でござります。また十月には、主要都市の国保協議会といふのがございまして、そういったところでも、そういうような趣旨の徹底を十分に指導いたしております。その他、若干の会議、研修会等を通じまして、その趣旨の徹底をはかつているところでございます。

○松本(忠)委員 いまのお話の、あらゆる会議を通じて趣旨の徹底をはかつた——先ほど私がだめ押した通達行政なんです。また、それが現実にどのように最末端において行なわれてゐるかといふことに對して、ほんとうにチェックがなされてないと思うのですね。三名の方が百五カ所にわたりてやつたといふいまのお話も聞きましたが、これはどれくらいの期間にわたつてやつたわけですか。

○松田説明員 実際の活動は七月からことしの二月の下旬まででございます。

○松本(忠)委員 しかし、現実にはお医者さんの受け付けのところへ行くと、交通事故は健保では扱いませんということがまだ立つてゐるのですよ。

○松本(忠)委員 がまづ第一番目に必要なことじやないかと思う。

あと、松浦課長さんにも同様のことが言われるわけであります。松浦さんもこの前のときの答

弁で、「いま先生のおつしやいましたPRが足りない、もつと被保険者あるいは医療機関に健保保険がきくのだ」ということを十分PRしろというこ

とは、先生のおつしやるところまでございまして、

私どものほうもPRについてはもつと努力いたし

たい、こういうふうに考えます。」こういう御答弁でございました。時間の関係もありますのでこれでやめますが、とにかくもう少し保険行政に関して末端に目を届かして、そして医療の万全を期してもらいたい。いまも問題になつていて、それが、きょうの質問の中にもたびたび出ている。現実にお医者さんでまるまる持つてしまふ、これはもう実情でございます。どうかそういう点に十分の御配慮を願いたい、こう思うわけでござります。

○福井委員長

この際、暫時休憩いたします。
午後一時四十五分休憩

○福井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十九分散会